

令和6年度 活動テーマ
お客様に選ばれ続ける
エネルギー、LPGガス！
(活動目標)
1. 保安の確保の充実
2. 料金の透明化と取引の適正化
3. 防災対策と訓練
4. 需要創造への取り組み
5. LPGガスのブランド力の向上

愛媛県LPGガス情報

ホームページアドレス <http://www.ehime-lpg.or.jp>
メールアドレス info@ehime-lpg.or.jp

発行者
(一社)愛媛県LPGガス協会
〒790-0003
松山市三番町6丁目7-2
ラベルダムビル4階
電話(089)947-4744
FAX(089)947-8499

令和6年度第5回理事会

1. 日 時

令和6年8月28日(水) 15:00~16:20

2. 場 所

えひめ共済会館 5階 横

3. 理事・監事の現在数及び出席数

- (1) 理事数 26名 出席理事 16名
- (2) 監事数 2名 出席監事 1名

4. あいさつ

妹尾会長より開会挨拶

挨拶のなかで、商慣習見直しに向けた取組宣言（自主取組宣言の推進）と保安講習会後に開催した各支部役員との意見交換会（支部独自の活動）について報告があった。

5. 部会報告

総務部会	得能 祐治	部会長
保安部会	亀岡 明彦	部会長
流通部会	越智 浩	部会長
需要開発部会	森 和幸	部会長
青年部会	向井 佑輔	副部会長

資料に基づき部会長より報告があった。

6. 審議事項

第1号議案 役員選任に係る定款の見直しについて

資料を基に事務局より説明を行った。

定款の役員定数を、下限数20名以上を15名以上に変更するものである。

定款第23条(1)理事について、『15名以上30名以内』に変更することで、次年度の通常総会に上程する。

また、支部選出役員数については、役員選任規程の見直しを今後、理事会に諮っていくこととする。

異議なく承認された。

第2号議案 (一社)愛媛県LPGガス協会長表彰候補について
支部等から推薦のあったLPGガス協会長表彰候補に関する選考委員会での結果について事務局より説明を行った。
異議なく承認された。

第3号議案 令和6年度青年部会委員の変更について

資料を基に事務局より説明を行った。
西条支部委員の交代（2名から1名に変更）案件である。
異議なく承認された。

第4号議案 普及講習会並びに需要開発セミナーの実施について

資料を基に事務局より説明を行った。
需要開発セミナー（仮称）を1回、普及講習会を7回程度実施する。
講師として、各部会から提案があった全J協とパーパス（株）を選出した。
更に、妹尾会長より新たなテーマとして、災害時にLPGガスの活用における普及啓発と業界に特化したBCPについての提案があった。
異議なく承認された。

7. その他報告事項

- (1) 第2回愛媛県LPGガス料金高騰緊急対策支援事業について
峯本専務
参加事業者数 291社 受領額 881,810,751円（振込回数10回）
今後、協会事務費を清算したのち、事業終了となる。
- (2) 会員の動向について
峯本専務
- (3) その他
LPGガス（GHP）導入事例集の冊子（500部）を購入することとした。

14:20 閉会した。

「南海トラフ地震臨時情報」及び 「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の周知等について

令和6年8月8日に発生した日向灘の地震においては、南海トラフ沿いで続いている地震、いわゆる「後発地震」への注意を促す情報として、運用開始以降初めて「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が内閣府および気象庁から発表されました。

南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている市町村の住民や企業等の皆様へ、政府から「特別な注意の呼びかけ」が行われましたが、情報発表時に適切な防災対応をとっていただけるよう、各事業所内での情報の概要やとるべき防災への対応、ならびにお客様への周知にご協力をお願いいたします。

また、日本海溝・千島海溝沿いにおける「後発地震」への注意を促す情報として、令和4年12月から「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の運用が開始されております。

リーフレットやマンガ冊子は下記URLよりご確認ください。

(1) リーフレット「南海トラフ地震 その時の備え」

<https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/leaflet.pdf>

(2) マンガ冊子「南海トラフ地震 その日が来たら…」

東側編（閲覧用）

https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/manga_east_01.pdf

東側編（製本用）

https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/manga_east_02.pdf

西側編（閲覧用）

https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/manga_west_01.pdf

西側編（製本用）

https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/manga_west_02.pdf

※東側編は、南海トラフの東側地域（概ね、関東地方、東海地方）にお住いの方向けの内容になります。

※西側編は、南海トラフの西側地域（概ね、近畿地方、中国地方、四国地方、九州・沖縄地方）にお住まいの方向けの内容になります。

※製本用は短辺とじで両面印刷し、中央部を折ってご利用ください。

(3) リーフレット「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震 事前の備え」

https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/hokkaido/pdf/chishima_leaflets.pdf

(4) マンガ冊子「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震 事前の備えで命を守る」

https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/hokkaido/pdf/chishima_manga.pdf

高圧ガス容器移動の注意事項について

8月情報紙と同封しました、「高圧ガス容器配送時の事故防止について」で、事故発生の連絡と事故の未然防止と対策をお願いいたしました。

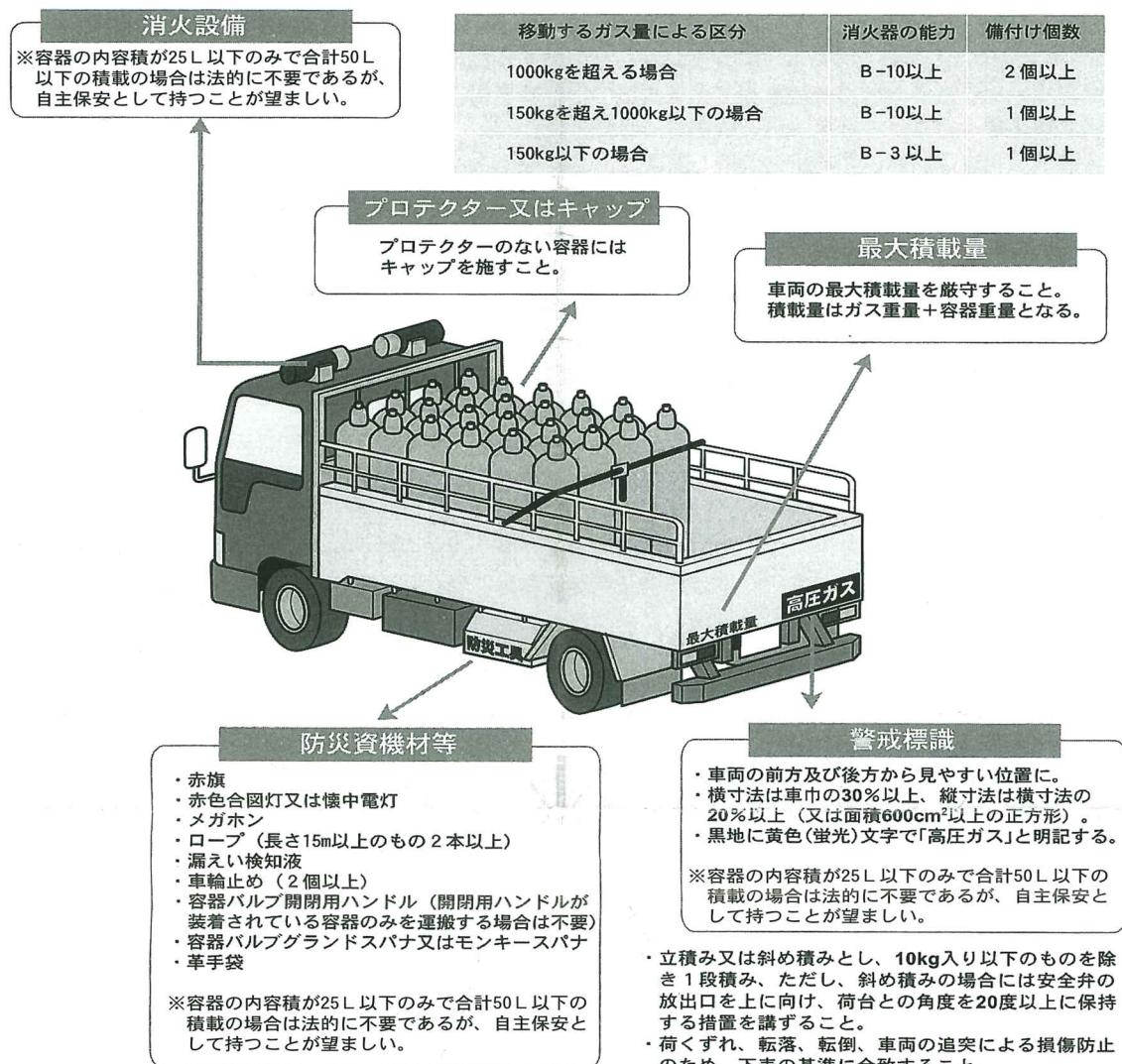
今年度も『危険物運搬車両の取り締まり』が実施されます。

会員の皆様におかれましては、繁忙期を迎える前に車両を点検・確認いただきますようお願い申し上げます。

高圧ガスステッカー・イエローカード・防災工具は協会で注文を受付しておりますので必要な場合はご連絡ください。

1 配送車両の点検項目

資材工具の不備が多いので「1月に1回以上点検し、常に正常な状態を維持」することが重要です。



年 月 日												
運転者携帯のイエローカード												
品名 液化石油ガス												
該当法規対応・危険有害性												
消防法												
第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	性質 (法別表)	品名 (法別表)	毒物	劇物	特定毒物	一般高圧ガス	液化石油ガス
●	●	●	●	●	●							●
特 性	危 険 性	有 毒 性	環 境 汚 染 性									
禁 水 性	爆 発 性	可 燃 性	有 毒 ガ ス 発 生	目・皮膚に 触れる危険	河川への 流入注意	固 体	液 体	氣 体				
●	●	●	●	●	●	●	●	●				
[事故発生時の応急措置]												
①車を安全な場所に移動する。(人や車を避け、できるだけ交通の障害にならないように移動し、エンジンを停止し、車止めをする。)												
②ガス漏洩が発生したら、事故の発生を大声で告げ、消防署及び警察署に連絡し、人々を亂さずに避難させる。												
付近の可燃物を遠ざけて、火災の発生を防ぐ。												
緊急通報												
119(消防署) 110(警察署)												
(緊急通報例)												
1. いつ ○○時○○分頃 ○○市○○地区(国・県・市)道○○号線○○付近で 2. どこで 液化石油ガス(LPG)が 3. なにか 漏洩しています。漏洩して火災になってしまっています。 4. どうした ○○人がいます(緊急車をお願いします)、○○人がいません 5. ケガ人は ○○運送会社、○○です 6. 私の名前は												
緊急連絡 (特に休日・夜間に確実に連絡が取れる部署の電話番号を記入する。)												
販売事業者名又は 運送会社名												
住所												
電話 平日・昼間 休日・夜間												
1. 荷送会社連絡先は携帯している荷送伝票に記載 2. 運送手が緊急連絡先(名刺型)を所有												

2 移動作業中の注意点

LPGガス容器の移動は、車両への積載方法、移動方法と容器について保安上必要な措置に関する

技術上の基準が定められています。移動中は、次のような点に注意して安全運転に努めなければなりません。

LPGガス容器を配達する際は、取扱いを間違うと危険性を伴うものを運搬していることをよく自覚し、十分注意をして業務にあたってください。

口頭注意事項

- 警戒標識 (高圧ガスが色あせていた)
- 転落転倒等防止措置 (ベルト固定不備があった)
- 容器表示 (サビで一部が見えずらくなっていた)

2-1 走行中の注意

- 運行は細心の注意を払い、法定速度を守り安全運転に心掛け、粗暴な急発進や急停止しない。
- 容器の荷くずれ、転倒、転落防止に努める。
- 50kg容器を満載して走行する時は車両の重心が上がる所以、急カーブを切る場合及び悪路を走行する時は横転しないように慎重に走行する。
- 凸凹の多い道路を避け、やむを得ず凸凹の多い道路を走行する時は、あらかじめ、荷積みの状況を調べ異常の無いことを確認しておく。
- 凸凹の多い道路を走行した後は、一旦停止して、積荷の状況、容器バルブの緩みによるガス漏えい等のないことを確認。
- 夏場などは容器の温度上昇に注意し、シート掛けをするなど容器の温度を40℃以下に保つ。

2-2 駐車時の注意

- 車両の故障などで駐車する場合は、停止標示器、赤旗などを掲げて、他車との接触などを避ける。
- 食事などで駐車する場合は、人家や人通りの少ない場所で、火気や可燃物から離れた場所を選ぶ。
- 荷下ろし中は作業場所を離れない。

3 非常時の措置

LPGガスに限らず可燃性ガスによる災害発生時に運転者が心得るべきことは、ガスの漏えい、流出を止めるか、またはこれが不可能な場合はそれを最小限に食い止めようと努力することです。統いて、引火の原因となる火気などの隔離に努めることです。

さらに、速やかに消防署、警察署、地域防災協議会などの応援を求めることが大切です。

3-1 ガス漏れが発生した場合

- ガス漏れ箇所を速やかに確認。
- 工作用工具、漏えい防止用具などを適切に使用し、ガス漏れを防止。
- 充てん容器が転倒している場合は、容器を直立させ、ガス状のLPGガスの噴出に変える。
- 工作用工具、漏えい防止用具などを使用する場合は、金属の衝撃による火花を発生させないように注意する。
- 作業時は必ず革手袋を着用する。
- ガス漏れを安全に阻止できない場合は、当該容器を車両に積載して、速やかに現場を離脱し、風通しの良い、安全な場所に移動。ただし、この場合、自動車の排気管付近にLPGガスが滞留していないことを確認した後、エンジンを起動する。

3-2 ガス漏れ防止が不可能な場合

- 速やかに当該容器を車両に積載したまま現場を離脱し、風通しの良い、住宅地、商店街などではない安全な場所へ移動。
- 移動先付近に火気がないことを確認するか、火気の使用をやめるよう付近の住民に警告。
- 赤旗を立て、関係者以外の者の接近を阻止。
- 当該容器を静かに車両から下ろす。
- 少量ずつ、慎重にガスを廃棄。
- 前記3-1の措置をした後、最寄りの高圧ガス製造事業所へ車両を回送し、ガス回収の措置を依頼。

2024年度LPガス消費者保安月間にについて

経済産業省は、LPガス消費者の安全の一層の確保及び重大事故を撲滅する観点から、令和3年4月にLPガスの安全に向けた取組について定めた「液化石油ガス安全高度化計画2030」を策定し、公表した。本計画は、2030年の死亡事故ゼロに向けた、国、都道府県、第三者機関、LPガス事業者、消費者及び関係事業者等が各々の果たすべき役割を着実に実行するとともに、環境変化を踏まえて迅速に対応することで、各々が共同して安全・安心な社会を実現することを理念目標としている。

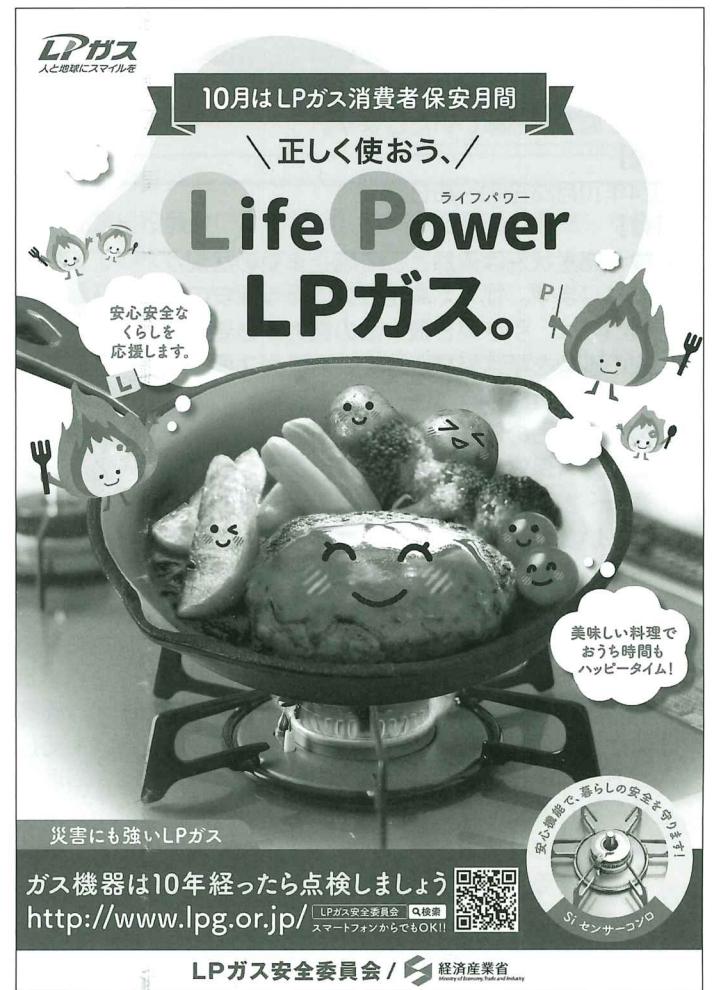
近年の事故発生状況を鑑みつつ、安心・安心な社会を実現するため、LPガスの需要が増加し始める10月を「LPガス消費者保安月間」とし、経済産業省、各産業保安監督部等、各都道府県、高圧ガス保安協会及びLPガス関係団体が一体となって、LPガス販売事業者等に対する更なる注意喚起及び消費者等を対象にした各種の保安啓発活動等を集中的かつ重点的に実施する。

1. 実施時期

令和6年10月1日から令和6年10月31日まで

2. 重点実施事項

- (1) 業務用消費者に対して、CO中毒事故防止、燃焼器具の適切な使用方法及び業務用換気警報器・CO警報器の設置促進に重点を置いた周知の徹底を図る。
業務用厨房等において、業務用調理機器を使用する際の機器のメンテナンス不良や換気不足によるCO中毒事故が発生していることから、業務用調理機器の定期的な掃除、メンテナンスや充分な換気の重要性を周知する。さらに業務用施設等の使用者、所有者に対してCO警報器及び業務用換気警報器の設置を促進する。
- (2) 一般消費者に対して、LPガス販売事業者等が行っている保安業務の内容及び消費機器の維持管理方法、CO中毒事故防止対策、ガスが漏えいした場合の適切な処理方法を周知する。
- (3) LPガス販売事業者等に起因する事故の防止対策では、供給管・配管の防護対策として他工事業者による埋設管破損を防止するため、LPガス販売事業者は、ガス供給設備周辺で他工事の計画がある場合は、確実にLPガス販売事業者に知らせるように一般消費者に対して周知するとともに、原則として工事の際に立ち会うこと。特に上下水道等の敷地内工事による配管等破損事故を防ぐため、一般消費者のみならず、上下水道等の工事関係者に対し積極的に周知を行う。
- (4) 高齢者及び一人暮らしの消費者に対して、LPガス設備を安全に使用するための保安啓発を行う。
- (5) 災害発生時における保安確保のための具体的な取組について、令和5年3月に「LPガス災害対策マニュアル」を改訂しており、災害発生時においては同マニュアルに基づいた取組を着実に実施する。



出典：経済産業省・LPガス安全委員会事務局

令和6年秋季全国火災予防運動について

今年度も、消防庁が毎年実施しております標記運動の時期が近づいてまいりました。今年は、11月9日(土)～15日(金)までの7日間にわたり実施されます。住宅火災の件数は、平成17年以降減少を続け、令和2年に初めて1万件／年を下回ったものの、令和3年からは再び増加傾向にあり、死者数についても増加傾向が続いております。火災予防体制の一層の充実、ならびにお客様へ周知に向けたご協力をお願いいたします。

住宅防火 いのちを守る 10のポイント

4つの習慣

- ① 寝たばこは絶対にしない、させない。
- ② ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ③ コンロを使うときは火のそばを離れない。
- ④ コンセントはほこりを清掃し、不必要的プラグは抜く。

6つの対策

- ① 火災の発生を防ぐために、ストーブやコンロ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- ② 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ③ 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防炎品を使用する。
- ④ 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- ⑤ お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ⑥ 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

令和6年秋季全国火災予防運動実施要綱

1. 目的

この運動は、火災が発生しやすい季節を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2. 防火標語（防火標語（2024年度全国統一防火標語）

『守りたい 未来があるから 火の用心』

3. 実施期間

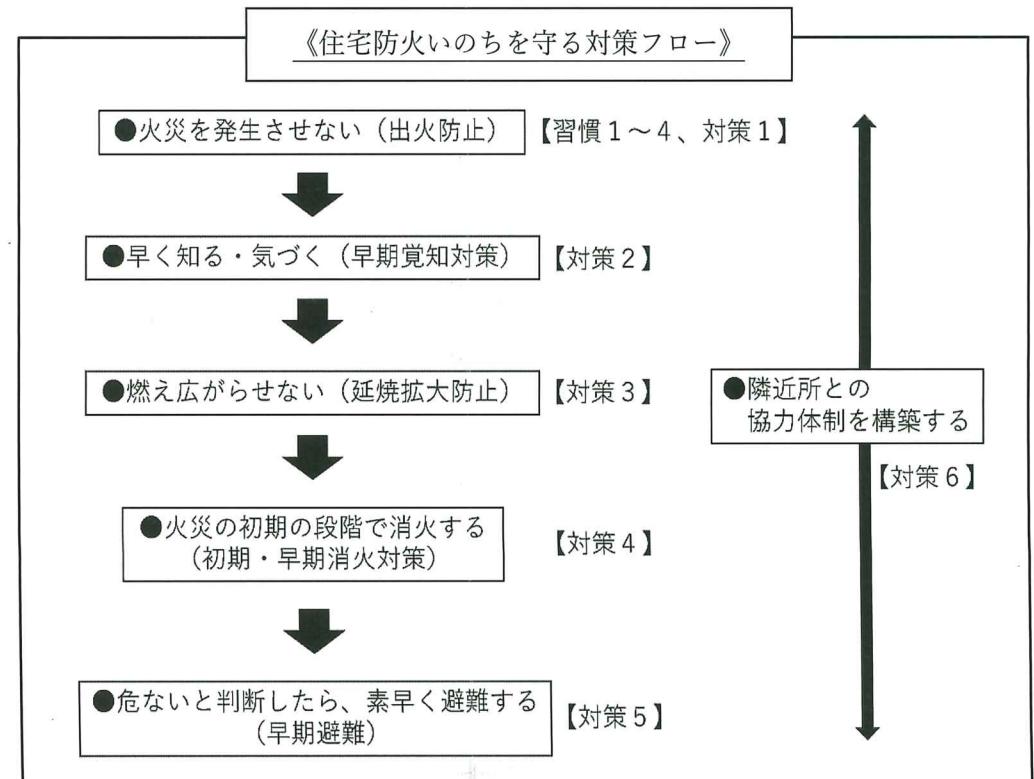
令和6年11月9日(土)から11月15日(金)までの7日間

4. 重点推進項目

- (1) 地震火災対策の推進
- (2) 住宅防火対策の推進

5. 推進項目

- (1) 防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (2) 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進
- (3) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- (4) 乾燥時及び強風時の火災発生防止策の推進
- (5) 木造飲食店等が密集する地域に対する火災予防指導等の徹底
- (6) 放火火災防止対策の推進



出典：令和6年秋季全国火災予防運動の実施について（長官通知）（消防庁）

https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/items/240909_yobou_1.pdf より一部を抜粋して作成

【ご案内】高圧ガス保安活動促進週間の実施について

今年度も標記促進週間が実施されますので、詳細について掲載いたします。ご確認ください。そして、期間中は活動推進ならびに同封ポスターの掲示にご協力をお願いいたします。

【期間】

2024年10月23日(水)～29日(火)

【目標】

事故の発生状況は依然として高止まりの状況が続いております。従って高圧ガスに係る保安の確保については、引き続き最大限の努力が必要であり、次の事項を重点目標として、高圧ガス保安活動促進週間を実施し、高圧ガスに係る保安の確保に万全を期すものとする。

(1) 高圧ガス保安法関係

- ①運転・操作上(ソフト)の要因による人的被害が多いことにも留意した各事業所における自主保安意識の高揚並びに保安対策に係る教育・訓練の徹底及び見直しによる保安力の向上
- ②各事業所において、IoT・ビッグデータ等を活用するとともに、その効果を適切に検討し、改善の取組を行う。
- ③非定常運転又は作業におけるリスクマネジメント、リスクアセスメントの意義と重要性の理解及び普及の促進
- ④事業所における地震・津波等による大規模災害に対する防災意識の高揚及び防災対策の推進
- ⑤高圧ガス製造事業所等における設備の管理方法の見直し及び漏えい等の未然防止
- ⑥高圧ガス利用者（特に、溶接・溶断を行う者並びにコールドエバボレータ及び空調設備等の利用者）における保安意識の向上
- ⑦タンクローリー、バラ積みトラックにおける高圧ガス移動時の保安対策の推進
- ⑧残ガス容器のくず化に係る取扱いの周知の徹底
- ⑨高圧ガス販売先における充てん容器等の盗難防止対策の徹底

(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係

- ①業務用消費者に対して、CO中毒事故防止、燃焼器具の適切な使用方法及び業務用換気警報器・CO警報器の設置促進に重点を置いた周知の徹底
- ②一般消費者等に対して、LPGガス販売事業者等が行っている保安業務の内容及び消費機器の維持管理方法、CO中毒事故防止対策、ガスが漏えいした場合の適切な対処方法の周知
- ③高齢者及び一人暮らしの消費者に対してLPGガス設備を安全に使用するための保安啓発

【実施事項】

目標に沿って、高圧ガス保安活動促進週間に以下的事項を中心に実施する。

(1) 高圧ガス保安法関係

- ①各事業所において、危害予防規程や作業手順等関連規定の再確認を行い、高圧ガス保安活動促進週間のポスター掲示、電子機器の活用その他広報媒体等により、全ての従業員に対し、教育・訓練の重要性を周知するなど自主保安意識の高揚を図るとともに、設備の点検・整備に努め、防災対応行動の再確認と教育・訓練を徹底して行い、保安力の向上に努める。
- ②経済産業省は、非定常時を含むリスクアセスメントの理解と実施を促進し、事業者は製造工程、設備、運転等における保安に影響を与える危険源の特定に係る手順を確立、維持することに努める。
- ③各都道府県は、関係団体と連携し、高圧ガス製造事業所及び容器検査所における設備管理办法の見直し、ヒューマンエラーを原因とする事故の防止に向けた従業員教育の徹底・見直し、大規模事業所であるコンビナート等における漏えい等の未然防止に向けた取組の推進並びに冷凍事業所、コールドエバボレータ及び溶接・溶断作業における保安管理の徹底を図る。
- ④各地域防災協議会及び関係団体等は、高圧ガスの利用又は廃棄に係る保安の確保及び保安意識の向上のため、各都道府県及び各産業保安監督部と連携し防災訓練・保安講習会等を開催するとともに、特に溶接・溶断、コールドエバボレータ、空調設備等に係る事故事例等を周知し、災害の再発防止を促す。
- ⑤各地域防災協議会は、高圧ガスの移動に係る保安確保のため、各都道府県、各産業、各産業保安監督部及び関係団体等と連携し、容器転倒を防止するための措置、タンクローリーの出発前点検及び液化ガス漏えい時の凍傷等の二次災害を防止するために必要な備品の携行等を徹底する観点から高圧ガス移動保安講習会等を開催する。
- ⑥各都道府県は、産業廃棄物処理業者及び廃品回収業者に対し、高圧ガス容器の危険性及び適正な取扱いについて周知し、その徹底を図るとともに、関係団体に対し、放置された高圧ガス容器の回収を徹底させる。
- ⑦各都道府県は、高圧ガス販売事業者及び液化石油ガス販売事業者に対し、盗難防止のため容器の管理強化を販売先に周知するよう指導を行う。

⑧経済産業省及び各都道府県は、各地域防災協議会、各関係団体等の催す行事、講習会等を積極的に支援する。

(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係

- ①経済産業省、各都道府県及び関係団体等は、一般消費者等に対する保安啓発に関するポスターの配布・掲示、ラジオ広告を始めとする各種広報媒体を通じた保安啓発活動を実施する。
- ②経済産業省、各都道府県及び関係団体等は、一般消費者及び業務用厨房等の使用者やオーナーに対し、燃焼器具の適切な使用方法やガス漏えい時の対処方法、一酸化炭素の発生原因、業務用換気警報器を設置する意義等を紹介したリーフレット等の配布等による広報、啓発活動等を実施する。
- ③経済産業省及び各都道府県は、各地域防災協議会、各関係団体等の催す行事、講習会等を積極的に支援する。

ポスター販売サイト

https://www.weborder.khk.or.jp/product/security/list?category_id=28

ポスター案内ページ

https://www.khk.or.jp/public_information/public_introduction/catchphrase.html



高圧ガス保安活動促進週間

2024年10月23日(水)～29日(火)

経済産業省／各都道府県／特別民間法人高圧ガス保安協会

マイコンメータ（有効期間10年）用合格証票の背景色の変更について（お知らせ）

(一財)日本エルピーガス機器検査協会が発行しております合格証票の背景色が、2024年9月製造分から金地から銀地へ変更されます。

1. 対象合格証票

・マイコンメータ6種類(S、S4SB(10年)、EE4EB(10年))

2. 変更内容

・背景色の変更（金地から銀へ）

※変更内容の詳細については、下記(一財)日本エルピーガス機器検査協会のホームページにてご確認ください。

<https://lia.or.jp/#:~:text=%E4%B8%80%E8%88%AC%E8%B2%A1%E5%9B%A3%E6%B3%95%E4%BA%BA%E6%97%A5%E6%9C%AC%E3%82%A8%E3%83%AB>

3. 変更時期

・2024年9月製造分から（有効期間満了の年月表示「2034.09」から）

※有効期間10年用と有効期間7年用は共通です。

四国ガス株との転換情報

(2024年8月転換処理分)

項目	LPGガスから四国ガスへ転換	四国ガスからLPGガスへ転換	差引き四国ガスへ転換	転され累計	換えた計
地区					
今治	0	0	0	4,685	
松山	5	19	▲14	12,310	
宇和島	1	0	1	3,118	
計	6	19	▲13	20,113	

※累計は昭和58年6月転換協定以降の数

9月
21日(土)
中・四国プロツク
9月
13日(金)
回
理
事
会
8月
28日(水)
8月
14日(土)
回
理
事
会
9月
15日(木)
回
理
事
会
9月
22日(金)
回
理
事
会
9月
23日(土)
回
理
事
会
9月
24日(日)
回
理
事
会
9月
25日(月)
回
理
事
会

設備士講習技能検定

協会日誌



(えひめ共済会館)
(岡山市)